

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	割賦販売法施行令
規制の名称	割賦販売法の指定役務等への美容医療の追加
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 商取引監督課
評価実施時期	令和6年3月
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 本規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も発現していない。</p> <p>②事前評価時におけるペースラインの検証 社会経済情勢等の変化は生じておらず、事前評価時からペースラインの変更はない。</p> <p>③必要性の検証 社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じておらず、想定していなかった影響も発現していないことから、引き続き必要と考えられる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用の要素
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」の把握 遵守費用として、割賦販売業者、ローン提携販売業者には、取引条件の表示及び書面交付を行うための費用や義務を遵守するための自社内の従業員教育や社内規程の修正・周知等に要する費用が発生しているが、当該費用は事業者ごとに異なるため、定量的な推計は困難である。 また、個別信用購入あっせん業者には、クーリング・オフ等の対応費用が発生しているが、当該費用は事業者ごとに異なるため、定量的な推計は困難。</p>
(行政費用)	<p>⑤「行政費用」の把握 事前評価時に想定した法令改正に伴う周知の費用や、報告微収・立入検査等の監督権限行使することに伴う費用が発生したが、それぞれの取組に係る費用は事業ごとに異なるため、定量的な推計は困難である。ただし、割賦販売法における監督対象の取引に一類型が追加されたに過ぎないため、監督にかかる費用の増加は限定的である。</p>
	影響の要素
	<p>⑥効果(定量化)の把握 指定役務・指定権利への美容医療の追加により、消費者への契約内容の書面交付、美容医療役務におけるクレジット契約の解約・返金等が適切に実施され、より消費者の保護が図られた等の効果はあったと推察される。</p> <p>⑦便益(金銭価値化)の把握 本規制により、消費者に対する書面交付、クレジット契約の解約・返金等による効果が推察されるが、これを金銭価値化して把握することは困難である。</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握</p>
考察	<p>⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証 ④「遵守費用」の把握及び⑤「行政費用」の把握で示したとおり、費用負担が一部発生しているものの、⑥「効果(定量化)の把握」及び⑦「便益(金銭価値化)」の把握に示した効果・便益は、自社割賦、ローン提携販売及び個別信用購入あっせんの健全な取引環境、消費者利益の保護という割賦販売法の法目的に合致しており、今後も同様の効果・便益が発生すると考えられることから、当該措置を継続することが妥当である。</p>
備考	